平成２１年（フ）第６６８４号
堺市北区新金岡町４丁５番１―410号
債務者　佐比内啓輔
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９３号
大阪府寝屋川市豊野町25番１―801号
債務者　福西　眞司
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟禮　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３７号
愛知県一宮市浅井町西浅井字北堀田38番地10
債務者　渡辺　幸惠
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９９号
群馬県館林市花山町3127番地の18
債務者　大沼須美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４８号
群馬県沼田市東原新町1483番地11
債務者　三井田麻由
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
群馬県利根郡みなかみ町藤原4957番地１　ホテルサンバード寮206号室
債務者　茂木　和栄
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
神奈川県厚木市長谷1303番地12　グレープズヒルＦ―102、前住所神奈川県厚木市長谷677番地３　武井ビル201
債務者　櫻井　良江
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５０９号
神奈川県小田原市高田169番地の６
債務者　杉井　正己
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１０号
神奈川県小田原市鴨宮1023番地の２　シャルムコジマ１号室、旧住所神奈川県小田原市高田169番地の６
債務者　内海　佳代（旧姓杉井）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５２８号
神奈川県秦野市戸川99番地の10
債務者　遠藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８２号
神奈川県秦野市戸川699番地
債務者　諸星　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５９１号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀304番地の２
債務者　鈴木賢一郎
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５９５号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目13番11号　メゾン宮の上102号、前住所神奈川県伊勢原市大住台３丁目８番地の５　リヴェール306号
債務者　小林　健一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７０号
静岡県浜松市西区大山町3948番地の２
債務者　菊池　早織
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
静岡県浜松市中区幸２丁目10番２号
債務者　森田　玉惠
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２０５８号
名古屋市中区新栄１丁目４番28号　古川ビル507号
債務者　水上　江美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３４７号
名古屋市天白区植田東３丁目1003番地の４　リフィア植田Ｇ―302号
債務者　原　　優子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部